

# 下水道への排除基準表

令和6年9月 変更

	物質又は項目	(参考省令基準)	基準値	特定事業場 (排出量 m <sup>3</sup> /日)			非特定事業場	
				50以上	30~50	30未満		
健康 不可 能 項目	1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	2	シアン化合物	1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	3	有機燐化合物	1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	5	六価クロム化合物	0.2mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	6	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	8	アルキル水銀	検出されないこと	◎	◎	◎	△	
	9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	14	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	15	1・1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	17	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	19	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	20	チウラム (テトラメチルチウラムジスルフィド)	0.06mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	21	シマジン (2-クロロ-4-6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン)	0.03mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	22	チオベンカルブ (S-4-クロロ-N,N-エチルチオカルバマート)	0.2mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	23	ベンゼン	0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	26	ふつ素及びその化合物	8mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	27	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下	◎	◎	◎	△	
	28	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	◎	◎	◎	△	
処理 困難 項目	29	フェノール含有量	5mg/L以下	◎	◎	△	△	
	30	銅及びその化合物	3mg/L以下	◎	◎	△	△	
	31	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	◎	◎	△	△	
	32	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	◎	◎	△	△	
	33	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	◎	◎	△	△	
	34	クロム及びその化合物	2mg/L以下	◎	◎	△	△	
処理 可能 項目	35	水素イオン濃度	5.0~9.0 (5.7~8.7)	◎	△	△	△	
	36	生物化学的酸素要求量	600 (300)mg/L以下	◎	△	△	△	
	37	浮遊物質	600 (300)mg/L以下	◎	△	△	△	
	38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L以下	◎	△	△	△
		動植物油脂類含有量	30mg/L以下	◎	△	△	△	
	39	窒素含有量	240mg/L以下	◎	△	△	△	
40	燐含有量	32mg/L以下	◎	△	△	△		
施設 損傷 項目	41	温度	45 (40) 度未満	△	△	△	△	
	42	沃素消費量	220mg/L以下	△	△	△	△	
備考	<p>1 物質又は項目の内、2, 3, 5及び6については兵庫県の上乗せ条例による基準値です。尚〔 〕内の数値は既設特定事業場に適応されます。</p> <p>2 物質又は項目の内、35, 36, 37及び41について ( ) 内数値は大規模排出量を伴う製造業又はガス供給業に適応されます。</p> <p>3 表の内、◎は基準値を超える水質の下水の排出が禁止されており、違反した場合直ちに処罰されます。</p> <p>4 表の内、△は基準値に適合した下水を排出するように除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。</p>							
注記	<p>・ 既設特定事業場とは、兵庫県水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例 別表第1 備考に記載されたものをいいます。</p> <p>・ 大規模排出量とは、処理場の能力の1/4以上の排水を行う特定事業所をいいます。(三田市内に該当する事業所はありません。)</p> <p>・ 三田市の公共下水道へ下水を排除する基準となるため、他の市町村等の排除基準と異なる場合があります。</p>							